

協議対象区域拡大、法定協議会に位置付け ～第4回「熊野川減災協議会」を開催～

～紀南河川国道事務所～

H29.7.13

熊野川下流部において、新宮市・紀宝町・和歌山県・三重県・国で構成する『熊野川下流部減災対策協議会』を平成28年6月に設立しました。

平成29年5月の水防法改正を受け、協議対象を和歌山県、三重県が管理する区域まで拡大するとともに法定協議会として位置付けた『熊野川減災協議会』を開催し、田辺市長、北山村長、熊野市長の3名が新たに協議会委員として加わりました。

概要

位置図



- 日 時:平成29年7月13日(木)11:00～12:00
- 場 所:新宮市役所会議室
- 主 催:熊野川減災協議会
- 委 員:新宮市長、田辺市(代理:本宮行政局長)、北山村長
紀宝町長、熊野市長(代理:建設課長)
気象庁 和歌山地方気象台長
気象庁 津地方気象台長(代理:防災管理官)
和歌山県県土整備部長(代理:河川・下水道局長)
三重県県土整備部長(代理:施設災害対策課長)
紀南河川国道事務所長

■議事及び報告事項

- ① 水防法改正を受け、協議対象に和歌山県、三重県の管理区間を含めること、法定協議会に位置付けることについて協議会で承認を得た後、協議会規約の改正を行った。
- ② これまでの取り組みとして各機関から、防災訓練の実施やタイムライン連携会議の実施状況等の報告を行った。
- ③ 各機関から、今後の取り組み内容について報告がなされた。
- ④ 次回の協議会から県管理区間も含めた取り組み内容を報告することについて確認した。



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 調査課
〒646-0003

和歌山県田辺市中万呂142 TEL 0739-22-4564(代表)

